

北海道外において実施される法定講習の受講 及び宅地建物取引士証の交付手続について

北海道知事の登録を受けた宅地建物取引士が、道外において実施される法定講習の受講を希望する場合、次の手続が必要になります。

1 受講手続の流れ

- ① 受講しようとする都府県の法定講習実施団体に対し、北海道登録の宅地建物取引士が受講できるか事前に確認し、事前承諾を得てください。
- ② 承諾が得られた場合、次の必要書類とともに別紙「道外法定講習受講承認申請書」を北海道建設部住宅局建築指導課に提出（郵送可）してください。

【必要書類】

- ・ 道外法定講習受講承認申請書 1部
- ・ 顔写真 1枚（カラー縦3cm×横2.4cm、申請書に貼付）
- ・ 返信用封筒（定形、82円切手を貼付）

【道外法定講習受講承認申請書の提出先はこちらです】

〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道建設部住宅局建築指導課管理指導グループ
(TEL 011-204-5575)

- ③ 現在の住所や氏名と宅地建物取引士の登録内容が異なっている場合は、登録している総合振興局・振興局建設指導課へ「宅地建物取引士資格登録簿変更申請」を行ってください。（宅地建物取引士証の記載内容は宅地建物取引士登録簿の内容が反映されます。）登録している総合振興局・振興局は、宅地建物取引士登録番号についている地域名をご覧ください。

※総合振興局・振興局の連絡先は次のホームページの一覧をご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/gyosei/shicho/index.html>

- ④ 送付された「道外法定講習受講承認書」を持って、受講しようとする講習実施団体に申込みをしてください。
- ⑤ 法定講習受講後、講習実施者に「道外法定講習受講証明書」に証明（記名押印）をもらってください。

2 宅地建物取引士証交付手続の流れ

当該都府県の法定講習を受講した後、（公社）北海道宅地建物取引業協会へ宅地建物取引士証交付申請の手続についてお問い合わせいただき、次の書類を（公社）北海道宅地建物取引業協会に提出してください。

【必要書類】

- ・ 宅地建物取引士証交付申請書
- ・ 道外法定講習受講証明書
- ・ 顔写真 2枚（カラー縦3cm×横2.4cm、うち1枚は交付申請書に貼付）
- ・ 返信用封筒（定形、簡易書留料金392円切手を貼付）
- ・ 北海道収入証紙 4, 500円分

【宅地建物取引士証交付申請書の提出先はこちらです】

〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西17丁目1-52
（公社）北海道宅地建物取引業協会
(TEL 011-611-3761)